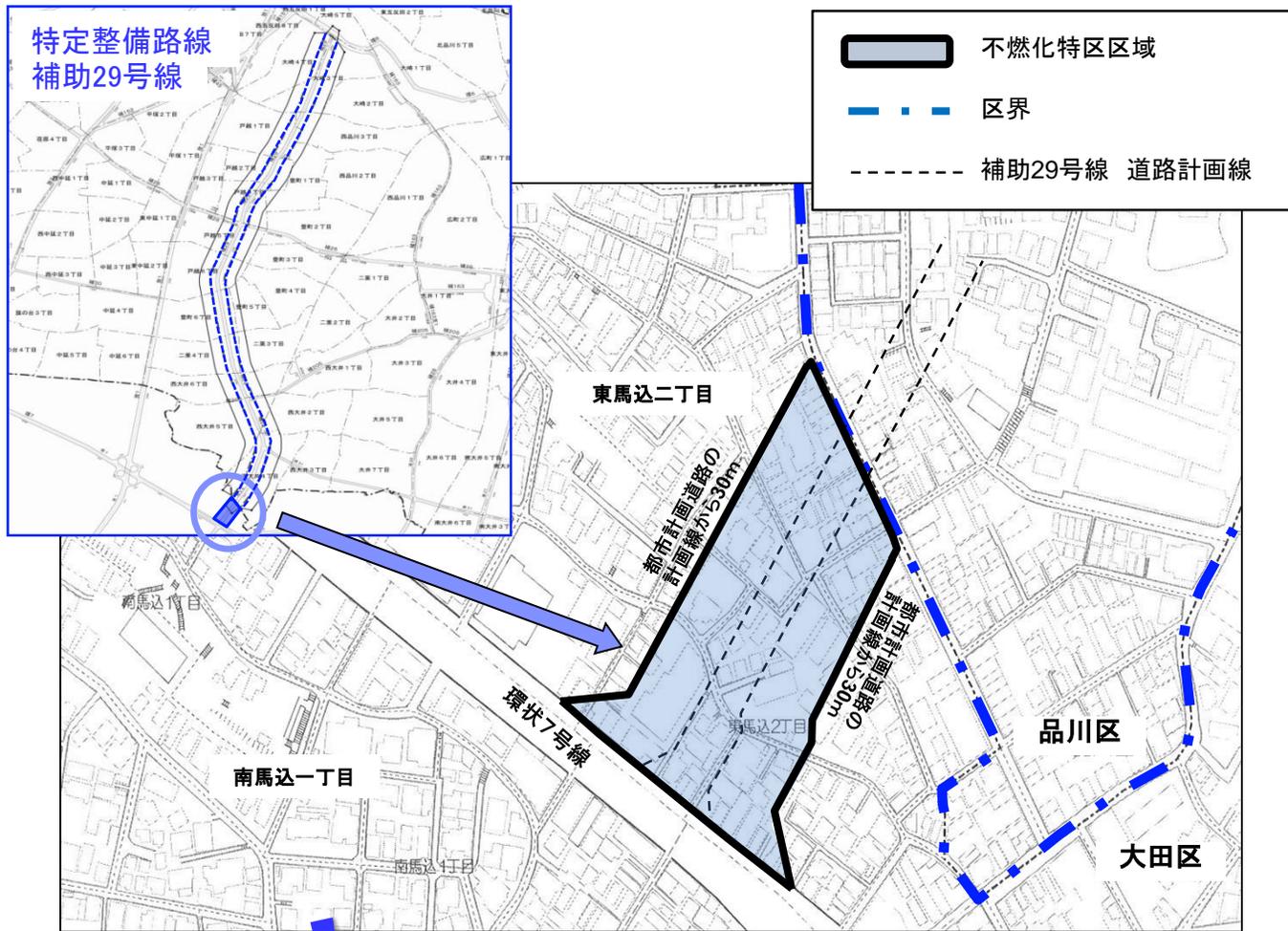


大田区 補助29号線沿道地区 不燃化まちづくり助成事業のご案内

- 老朽建築物除却助成(特定整備路線)
- 専門家派遣支援
- 不燃化特区支援税制(東京都)



NEW! 助成期限を延長しました。
(令和7年度まで)

大田区は、木造住宅密集地域を「燃え広がらない・燃えないまち」へと変えていくため、東京都の不燃化特区の指定を受けて建替え等の助成事業を実施しています。

大田区



東京都



問い合わせ先

大田区まちづくり推進部防災まちづくり課 (市街地整備担当)

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号電話 03-5744-1338 (直通)

1 老朽建築物除却助成（特定整備路線）

区域内で老朽建築物の全部を除却する場合、要する費用の一部を助成します。

※建築物を除却する前に、申請及び区の承認が必要です。

● 助成対象者 次に掲げる要件を全て満たす方

- ア 個人又は中小企業者等が施主であること。
- イ 住民税を滞納していないこと

老朽建築物除却助成の対象となる建築物※は別途お問合せください。

※昭和56年以前の本造建築物

● 助成額

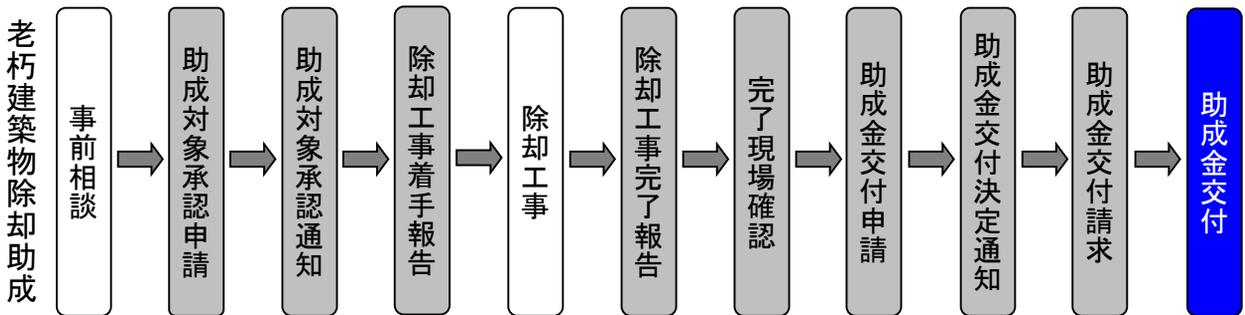
助成上限額 **1,550万円**
(令和5年度上限額※)

次のア～イのうち、小さい額

- ア 除却工事及び整地に係る費用の請求額
- イ 除却単価（区が定める額）に延床面積を乗じた額

※上限額は、区が定める除却単価に助成上限延床面積500㎡を乗じた額

● 助成までの流れ



2 専門家派遣支援

敷地が道路に接していないなど、建替えに課題のある地権者の方等に対し、区が専門家（建築士、弁護士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等）を、一定の範囲内で派遣し、建替えの実現を支援する制度です。

建替えをお考えの方はお問合せください。

● 支援の対象

不燃化特区内で建替えに課題を持つ敷地での建替えを希望されている方で、区が認めた方

● 支援の内容

- ア 建替えの課題に応じた専門家の斡旋・派遣
- イ 派遣費用の負担

3 不燃化特区支援税制（東京都）

不燃化特区内での建替えや老朽住宅を除却して適正に管理する場合、土地又は建物の所有者に対して、東京都が固定資産税及び都市計画税を5年間減免する制度です。対象要件、必要書類及び手続等については、あらかじめ問合せ先にてご確認ください。

- 1 家屋に係る減税（建替えに対する減税）
- 2 土地に係る減税（老朽住宅除却に対する減税）

【問い合わせ先】大田都税事務所 電話 03-3733-2411（対象要件・必要書類・手続等）
大田区防災まちづくり課 電話 03-5744-1338（大田区での手続関係）